（船舶安全環境課の所掌事務）

第八十四条の三　船舶安全環境課は、第七十四条第二号から第五号まで並びに第七十五条第二号、第四号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

（所掌事務）

第八十五条　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～十九　（略）

二十　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

二十一～四十二　（略）

2　（略）

（海事振興部の所掌事務）

第八十八条　海事振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。

八～十一　（略）

（海上安全環境部の所掌事務）

第八十九条　海上安全環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の規定による有害物質一覧表及び特定船舶の再資源化解体の実施に関すること。

九～十一　（略）

十二　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

十三　（略）

（船舶産業課の所掌事務）

第百五条　船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

（船舶安全環境課の所掌事務）

第百八条　船舶安全環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の規定による有害物質一覧表及び特定船舶の再資源化解体の実施に関すること（再資源化解体計画の承認に係るもの及び海事技術専門官の所掌に属するものを除く。）。

七　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること（外国船舶監督官の所掌に属するものを除く。）。

八・九　（略）

（船舶安全環境課の所掌事務）

第八十四条の三　船舶安全環境課は、第七十四条第二号から第五号まで並びに第七十五条第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（所掌事務）

第八十五条　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～十九　（略）

二十　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

二十一～四十二　（略）

2　（略）

（海事振興部の所掌事務）

第八十八条　海事振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

八～十一　（略）

（海上安全環境部の所掌事務）

第八十九条　海上安全環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

（新設）

八～十　（略）

十一　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

十二　（略）

（船舶産業課の所掌事務）

第百五条　船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三　（略）

（船舶安全環境課の所掌事務）

第百八条　船舶安全環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

（新設）

六　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること（外国船舶監督官の所掌に属するものを除く。）。

七・八　（略）